

## 第3章 多文化共生施策を進めるにあたっての基本的な考え方と施策の方向性

### 3-1. 基本的な考え方

第4次富田林市総合計画の「人権の実現を理念とした市民参加のまちづくり」を実現するための施策の大綱の一つである「平和を希求する多文化共生のまちづくり」の具体化として施策を実施していく。その際、基本的な考え方として提言書で示された次の内容を踏まえる。

#### (1) 人権の尊重・保護・充足<sup>4</sup>

富田林市に居住する外国人市民も、他の市民同様、地域社会を構成する市民であるという基本的認識に立ち、また、国際的に認められ、日本政府も批准する国際人権規約等にある人権の諸原則・基準<sup>5</sup>にのっとり、指針の目的の中心に外国人市民の人権の尊重・保護・充足を置く。

#### (2) 主体性の尊重・醸成

外国人市民は、他の市民とともに、地域社会を担う主体であるので、それを阻む課題を改善し、社会参加できる仕組みを作る。また、言葉の違いや日本の社会制度・慣習の違いへの配慮だけではなく、日本国籍を持たないことを理由に意見の表明や希望の実現に困難を強いられてきた経緯を踏まえ、外国人市民のエンパワメント<sup>6</sup>を通じて主体性を醸成する。

#### (3) 歴史に対する理解

1990年以降、入管法<sup>7</sup>改正によって定住者資格<sup>8</sup>を得た日系外国人が激増したが、彼らの原点は、明治以降の移民政策<sup>9</sup>にある。現在、外国人登録者の国籍で、上位3位<sup>10</sup>を占めるのが中国、韓国・朝鮮、ブラジルであることは、日本の歴史・政策と密接に関わっている。富田林市の外国人市民も、日本と歴史的にかかわりの深い上記の人びとが大半であり、多文化共生は日本の近代化を支えた人々とつながる“現在のわたしたちの歴史性”を学ぶ営みである。近年、フィリピンをはじめ、アジアなどからの移住者も増えており、あらたな歴史をつくり出している。

4 「尊重」とは市を構成する行政や議会、地域社会、市民がほかの市民の人権侵害を行わないよう努めること、「保護」とは第三者による人権侵害から市行政が市民を守ること、「充足」とは市民の人権実現のために市行政が他者に対する働きかけを行ったり、必要なサービスを提供したりするなど、積極的な措置を行うことを言う。

5 1948年（昭和23年）に国連で採択された世界人権宣言、その内容を条約にし、加盟各国にその条項の順守を義務づけた国際人権規約「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」、人種差別撤廃条約等で示された内容を言う。

6 エンパワメントとは、①人権や人間の尊厳を保つ上で望ましくない現状がそこにあるという気づきや現状を変えたいという意欲を促す当事者向けの啓発活動、②意見表明やアクションをとるために必要な、当事者の潜在能力の開花を図ったり、組織化を支援したりすること、③当事者個人・組織の活動を促進する環境を整えるための当事者以外への働きかけを言う。

7 出入国管理及び難民認定法。日本に出入国する者の管理のための法律。日本に在留する場合の資格やその期間を決めており、外国人は原則として27の在留資格のどれかに該当している必要がある。

#### (4) 関連する市民公益活動の蓄積

富田林市は外国人市民を含む市民による市民公益活動団体と行政の協働の上に多種多様な取組が存在する。このような実績の上にさらに取組を強化していくことを目指す。

#### (5) 市民生活の豊かさの向上

外国で暮らす日本人も増える中、地域での多文化共生は、地域に住む外国人市民のためだけではなく、日本人市民にとっても有意義なものになっている。外国人市民が地域活動に参加することによって他の市民が異なる文化・価値観に触れる機会を増やし、市民生活をより多様性に満ち、楽しく豊かなものにしている。また、少子化と高齢化が加速する中、地域活力が減退する傾向が広く指摘されているが、地域で働く外国人市民の存在は、農家や中小企業など、地域経済の存続と活性化に貢献している。

#### (6) 政府政策との整合性・補完性の探求

政府の研究会としてははじめて外国人市民を生活者としてとらえ、さまざまな提言を行った「多文化共生の推進に関する研究会報告書<sup>11</sup>」を踏まえ、総務省自治行政局は全国自治体に対して地域における多文化共生推進プランの策定・実施を依頼しており、この指針はその求めに応じるものである。富田林市における指針では、政府政策との整合性をはかりつつ、そこに積み残された諸課題にも注目し、それを補完する。

- 
- 8 「定住者資格」とは在留資格の一つである。1990年（平成2年）の入管法改正で創設され、法務大臣が特別に居住を認めた者として、日系3世までがその対象となっている。この改正によって、以後多くの日系人が来日した。
  - 9 明治維新以後、急激な近代化を突き進んだ日本は移民送出国でもあり、北米・南米、東南アジア、やがては植民地であった朝鮮半島・台湾、「満州国」への移民奨励によって、多くの日本人が海を渡った。
  - 10 1930年代、戦況悪化に伴う内地労働力人口の減少を契機に急増し、結果として在日に至った旧植民地出身者の子孫とその家族が韓国・朝鮮籍者のほとんどを占める。また、中国帰国者は満州移民に端を発し、在日ブラジル人は日系移民の子孫とその家族である。
  - 11 総務省が2006年（平成18年）3月に発表した報告書。日本の外国人市民の急増に対し、多文化共生が全国の自治体の共通の課題になるという認識のもとに、地方自治体が地域における多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取組について、「コミュニケーション支援」、「生活支援」および「多文化共生の地域づくり」の3つの観点から検討し、「多文化共生施策の推進体制の整備」について、考え方を整理している。（P.38 参考資料5）

## 3－2. 施策の方向性と体制整備

平和ですべての市民がお互いに尊重しあえる活気ある多文化共生のまちづくりを推進していくため、本市では今後施策全体に次ぎの4つの方向性を持たせ、またその実現のための体制整備に努める。

### I. 外国人市民と行政、市民同士の円滑なコミュニケーションをめざします

外国人市民が地域に住んで最初に遭遇するのが「言葉の壁」である。しかし、日本語に不自由しても、市民として必要な情報は速やかに知らされ、また市民の意見は行政に反映されなければならない。そのために、行政情報の多言語化、通訳・翻訳サポートなどの整備、外国人市民の日本語学習支援などに取組む。また、外国語が話せなくても「やさしい日本語」を使うことによって円滑なコミュニケーションをはかることができる。

### II. 外国人市民が安心して住みつづけられるよう応援します

安定した市民生活を送るためにには教育、労働、福祉・医療・保育、防災、生活全般にわたるさまざまな制度を利用できることが必要である。しかし、外国人市民に対しては、これらの制度周知が不十分であったり、理解できなかったり、手続きが複雑であったりして利用できていない現状がある。外国人市民がこれらの制度をスムーズに利用できるよう応援する。また、市民参加のまちづくりのために外国人市民の声が市政に届くよう努める。

### III. 国籍・民族・文化の違いを認め合い、市民同士が地域社会の一員としてお互いに対等な関係を築けるようにします

多文化共生社会の実現のためには、国籍・民族・文化などの違いを認め合う相互理解が不可欠である。そのために、学校園における多文化共生教育を充実し、相談体制の充実、地域コミュニティへの啓発などに努める。

### IV. 世界の動きと歴史を踏まえ、富田林市の発展をめざして多文化共生を推進します

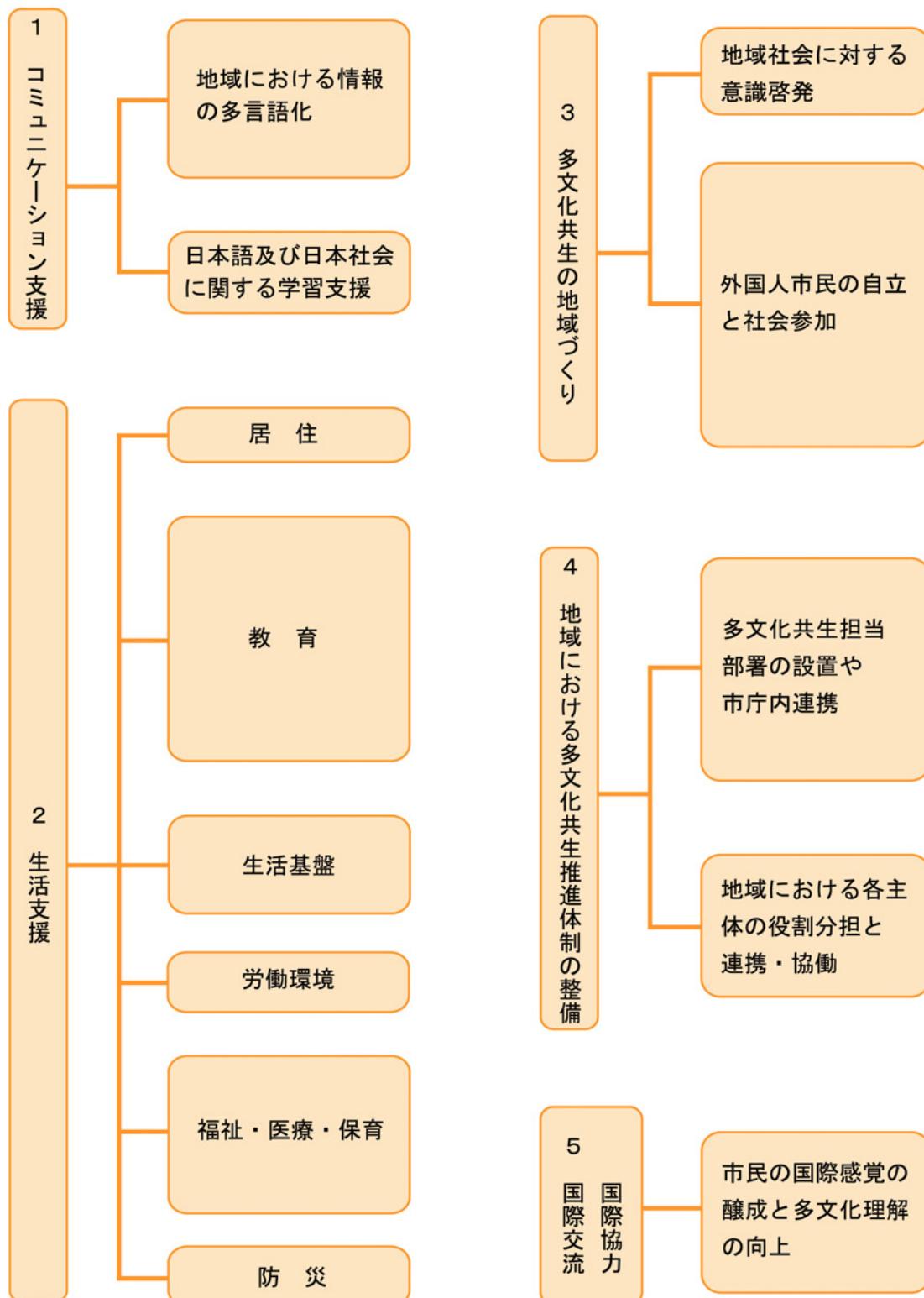
多文化共生は外国人市民が増えたからせざるを得ない対策ではない。世界のグローバリゼーションと歴史の大きな流れの中で、富田林市も国際化し、多文化共生の地域社会が必要になっている。この大きな流れを地域の活性化と富田林市の発展につなげていくという視点で施策に取組む。歴史の中で残された課題の解決にも努力する。

### V. I～IVを実現するために体制の整備をすすめます

本指針で明らかにした施策を効果的に着実に実現していくため、市庁内体制の整備、実施計画の策定、市民公募委員も含めた外部評価機関の設置、国際交流協会を中心としたNPO、NGO、その他民間団体との連携・協働など体制整備に努める。

### 3-3. 施策の体系

今後の多文化共生推進施策の4つの方向性と体制整備のもと、次のような体系で施策を実施する。



**memo**